



竹園町地区防災計画

～ 南海トラフ地震からの安全な避難を目指して ～

子供から大人までみんなでつなぐ防災

令和6年3月

芦屋市竹園町自治会

竹園町地区防災計画 目次

1. 計画対象地区の範囲
2. 地区の特性
 - (1) 自然特性
 - (2) 社会特性
 - (3) 災害特性
3. 地区防災計画の基本的な考え方
 - (1) 基本方針
 - (2) 活動目標
 - (3) 想定災害
4. 南海トラフ地震を想定した避難行動
 - (1) 防災上の課題
 - (2) 避難場所等
 - (3) 竹園町から国道43号を渡っての避難
5. 竹園町自主防災会の活動内容
 - (1) おもな年間の活動予定
 - (2) 防災活動の体制
 - (3) 班別の任務分担
 - (4) 平常時・災害時のおもな班別活動
 - (5) 市や関係機関、近隣自治会との連携
6. 当面の取組
 - (1) 防災訓練の実施
 - (2) 防災講座・イベント
7. 計画の見直し
 - (1) 計画の見直し時期
 - (2) 見直しについての留意事項
8. 【命を守るために】防災情報の入手方法

1. 計画の対象地区の範囲

芦屋市竹園町を計画対象地区とします。



2. 地区の特性

竹園町人口 859人（男性419人・女性440人）

高齢化率 27.4%

竹園町世帯数 404世帯 令和6年（2023年12月1日現在）

竹園町は、地区の西側に浜芦屋町、東側に呉川町、南側に伊勢町に隣接しており、北側を国道43号に区切られた、面積約61千㎡のエリアに位置しています。

(1) 自然特性

1995年1月17日の阪神・淡路大震災においては、竹園町で死者8人、全壊132棟、半壊40棟の被害があり、建物被害割合（（全壊＋半壊）/全棟）は73%にも及びました。

また近年発生した災害としては、2018年に発生した台風21号による塀の倒壊があり、近隣の呉川町などでは高潮による浸水被害などもありました。

(2) 社会特性

竹園町は、江戸時代に田地の開発が行われ、交通の発達とともに大正時代の始めから終わるころには、芦屋川沿いに宅地造成が進められたところに次々と家が建ち、住宅地になったとされています（芦屋市史）。

(3) 災害特性

現在、竹園町において想定されている主な災害リスクは、南海トラフ地震による建物倒壊、津波被害、台風や大雨による高潮被害や河川の氾濫などによる浸水被害です。

3. 地区防災計画の基本的な考え方

(1) 基本方針

自助と共助の観点から住民の相互協力の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、防災についての知識、技能を修得し、地震その他の災害による被害の軽減を図ります。また、関係機関と緊密な連携のもとに災害時に自主的な防災活動ができるようにするため、地域が主体となって活動します。

(2) 活動目標

いつ起こるか分からない災害に備えて、平常時の活動を具体的に明示し、竹園町住民の防災意識づくりに寄与するため、各イベント（クリーン活動・街歩き・ハロウィン・親睦会等）時に、防災に関する知識の普及および体験型活動を定期的実施します。

(3) 想定災害

最優先で想定する災害は、南海トラフ地震とします。（風水害については今後の検討項目とします。）

4. 南海トラフ地震を想定した避難行動

(1) 防災上の課題

地区住民に対する「防災意識アンケート調査」結果から、以下のような防災上の課題があげられます。

○大地震に対する不安

大地震に対して不安なこととして、「ライフラインの停止」、「家屋の倒壊」、「火災」、「家族の安否確認」に関するものが多くみられます。

そのために、ライフラインが停止することを想定した日頃からの食料品等の防災用品を

備蓄しておくことや家具の固定等の対策を行っておく必要があります。

さらに、大地震等が発生したときの避難場所を決めておくことや安否確認方法を家族内等で事前に話し合っておくことも必要となります。

○防災情報の入手方法

防災情報は、「NHK ニュース・防災」、「あしや防災ネット」で収集する人が多く、「芦屋市ホームページ」、「Yahoo! 防災情報」を利用する人も比較的多いです。

このように、様々な防災情報がある中で、どの情報入手し、いつ、どのタイミングで、どこへ避難すればよいかといった避難行動の手順を検討する必要があります。

○避難行動

竹園町は、南海トラフ地震からの津波避難に関して、住民は国道43号以北に逃げるのが推奨されています。

しかし、国道43号を横断しての避難は、交通量、災害時の停電、高齢者・障害者などの要支援者の存在などを考えると、避難上の大きなネックになる可能性があります。

国道43号を横断せずに避難できる施設として、隣接する浜芦屋町に津波一時避難施設である「クレリ芦屋ホール」があります。

○避難場所

命を守るために一時的に避難する場所を決めている人は7割いますが、3割の住民が避難場所を決めていません。一時的な避難場所として、精道小学校、県立芦屋高等学校と決めている人が多く見られます。避難場所を決めている人の中には、竹園町内にある集合住宅（セレッソコート芦屋竹園）を避難場所として決めている人がいます。

そのために、竹園町内の集合住宅や民間施設の中で、津波一時避難施設の候補を検討する必要があります。

○家族との安否確認

家族との安否確認方法について、取り決めている人が6割あり、具体的な方法として「災害用伝言ダイヤル」、「携帯電話会社の災害用伝言サービス」を利用すると回答しています。

一方、家族が離れ離れで被災した場合に、落ち合う場所や連絡方法を決めていない人が4割います。そのために、家族がバラバラに避難しても、落ち合う場所や安否確認の連絡方法をあらかじめ決めておく必要があります。

○一人暮らしの高齢者

竹園町は高齢化率が3割あり、70代、80代の一人暮らしの高齢者、もしくは高齢者2人暮らしの世帯もあり、避難に支援を要する人が含まれているとみられます。

そのために、一人暮らし世帯への支援についても検討しておく必要があります。

○近所づきあい

近所づきあいをしている人は6割で、4割の住民が近所づきあいをしていません。

このことから、日ごろからの近所付き合いをはじめ、地域交流イベントの開催など、自治会活動を通じて、地域コミュニティ活動を活性化しておく必要があります。

(2) 避難場所等

芦屋市の避難施設の種類		竹園町の近くでは
地震・津波が発生した場合に避難する場所		
避難所	住宅が被害を受け、居住の場所を失った人や避難指示などが発せられたとき、緊急避難の必要がある人を収容する施設	精道小学校、県立芦屋高等学校、竹園集会所(津波の恐れがない場合は使用可)など
津波一時避難施設	津波から避難する時間がないときに避難する、一時的な施設	精道小学校、県立芦屋高等学校、株式会社永瀬本社ビル、芦屋市本庁舎東館、芦屋市分庁舎、クレリ芦屋ホールなど
津波がおさまった場合に二次的に避難する場所		
福祉避難所	高齢者や障害のある人など、配慮を必要とする要配慮者が一時的に生活する二次的な避難所	保健福祉センターなど
広域避難場所	災害時に周辺地区から避難者を収容し、災害後に発生する市街地火災などから避難者を保護する公園、緑地	芦屋市総合公園など

(3) 竹園町から国道 43 号を渡っての避難

竹園町から国道 43 号を渡って避難する方法として、「交差点を渡る避難」、「陸橋を渡る避難」、「アンダーパスを渡る避難」が考えられます。どのルートを通して避難するかを日頃から家族で話し合っ、考えておきましょう。



凡例

	避難所
	津波一時避難施設
	津波に注意が必要な地域
	津波浸水深0.3m～1.0未満
	津波浸水深0m～0.3m未満

5. 竹園町自主防災会の活動内容

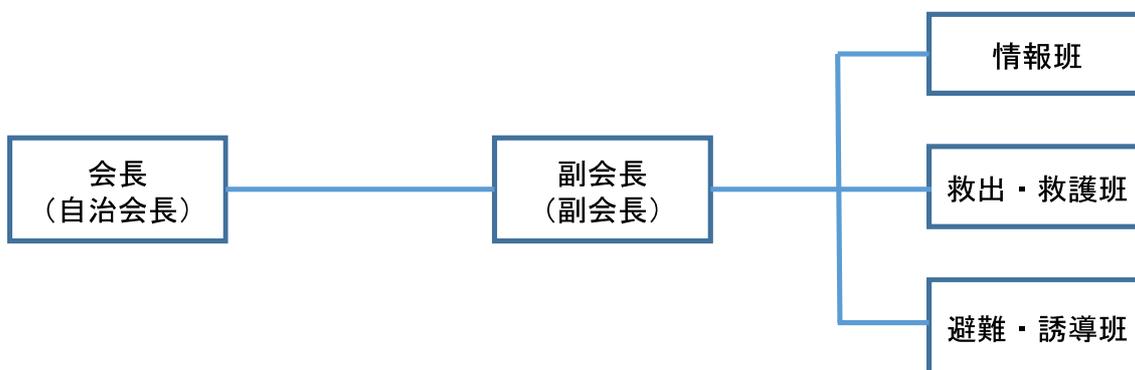
令和6年、竹園町自治会では、自主防災会の結成を予定しています。自主防災会結成後、年間の活動予定と防災活動の体制については、以下の通りです。

(1) おもな年間の活動予定

防災に関する体験型の学びの機会を定期的で開催します。

(2) 防災活動の体制

芦屋市竹園町自主防災会の組織図



(3) 班別の任務分担

ア 情報班

災害時、適切な支援をいち早く受けられるよう町内の情報を集約し関係機関への報告及び住民の情報不足による不安を解消するため、収集した情報を提供する活動などを行います。これを可能にするため、平常時は防災知識の普及啓発、連絡体制の確立、訓練などを実施します。

イ 救出・救護班

災害時、住民の命を守るために、建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。また、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火（の援助）を行います。

これを可能にするため、平常時は主に訓練を通じて、技術の習熟を行います。

ウ 避難・誘導班

災害時、避難の必要が生じた際に、住民の安否を確認し、避難呼びかけ、避難支援、避難誘導等を実施する。また、避難所の開設・運営を実施します。

これを可能にするため、平常時に要配慮者を始め住民間で顔の見える関係づくりを行い、避難先・避難方法などの周知活動、訓練を実施します。

(4) 平常時・災害時のおもな班別活動

班	平常時	災害時（発災からのフェーズ順）
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧やセミナーによる防災知識の普及啓発 * 精道小学校の貯水槽、井戸水等の情報 * SNS、Youtube、Instagram 等を使って避難場所、生活用水、給水場所を紹介する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況の把握 ・ 避難状況の把握 ・ 避難所での情報の管理・集約
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織内の連絡方法の確立 * ブロック内でリーダー、サブリーダーを決める * ブロック内で要配慮者の把握に努める * 一人暮らし世帯への情報の伝え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等からの情報収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や避難状況等の情報収集・住民に対する情報提供を含む情報伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン情報など住民に対する情報提供
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出・救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救出活動、応急手当
	<ul style="list-style-type: none"> ・ AED（心肺蘇生法）などの救命訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者状況の把握、医療機関や応急救護所等へ搬送
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動の援助
避難・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者名簿を活用した要配慮者と顔の見える関係づくり（顔合わせ、訓練参加案内等） * 要配慮者の避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の安否確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への避難場所の周知、避難先へのまち歩き訓練 * 竹園町内のまち歩き・防災マップ作成 * 国道43号以北へのまち歩き * 竹園町内の津波一時避難場所の取り決めの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の呼びかけ、避難支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認を含めた避難訓練（避難誘導含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な避難誘導の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精道小学校（拠点避難所）の避難所開設訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設と運営

(5) 市や関係機関、近隣自治会との連携

芦屋市や近隣の自治会（浜芦屋町、呉川町、伊勢町、松浜町）と連携して、防災訓練を実施します。

6. 当面の取組

(1) 防災意識の普及啓発・体制整備（情報班）

- ・毎月のクリーン活動など様々な機会を通じて防災アプリ（あしや防災ネット、マイ避難マップなど）を普及促進（令和6年）
- ・自治会だより、SNS などを通じた災害コラムなどの情報発信（令和6年）
- ・自治会未加入者、子育て世代を巻き込む方法の検討（令和6年）
- ・ブロックごとのリーダー、サブリーダーの任命（令和7年）
- ・防災訓練に合わせて情報伝達訓練（令和7年月）

.....

(2) 防災講座・イベント（救出・救護班）

- ・自主防災会としての防災備品（簡易トイレ、エネポ発電機、ヘルメット、防寒シートなど）の整備（令和6年）
- ・子供を取り込んだ竹園集会所ハロウィン（令和6年）
消防署の協力の下、消火器の取扱い訓練・心肺蘇生法（AED含む）
- ・呉川町とタイアップした防災イベント（令和6年）
- ・防災備品の市民向けの使い方訓練（令和7年）

.....

(3) 避難訓練の実施（避難・誘導班）

- ・竹園町内と国道43号以北へのまち歩き（令和6年）
- ・防災マップの作成（令和6年）
- ・呉川町とタイアップした避難訓練（令和6年）
- ・要配慮者の避難訓練

.....

7. 計画の見直し

(1) 計画の見直し期間

計画は適宜見直しをしていきながら、毎年4月に行う自治会の総会で計画を更新します。
5年を経過した後は、2年に1回更新します。

(2) 見直しについての留意事項

計画更新の際には、できるだけ町内会の各方面にも参加を促し、幅広いメンバーで協議をすすめます。

8. 【命を守るために】 防災情報の入手方法

あしや防災ネット(<http://bosai.net/ashiya/>)

携帯電話やパソコンから登録（無料）すれば、警報発表などの災害情報、避難発令、避難場所、気象情報等の地域に密着した情報をメールで得ることができます。

芦屋市では、防災行政無線や緊急速報メール、広報車を使用する情報伝達に加え「あしや防災ネット」を緊急時の連絡手段として推進しています。

あしや防災ネット かんたん登録方法

登録料は無料。(ウェブ接続料・メール受信料は別途がかかります)
あしや防災ネットからの防災情報や、気象情報をぜひ活用ください！

最初に

ashiya@bosai.net宛てに空メールを送信してください。
または右記QRコードを読み取り、空メールを送信してください。

空メール

From ***@*****

To ashiya@bosai.net

件名

1 【件名】と【本文】欄は空欄のまま、ashiya@bosai.netにメール送信をします

二次元コード



空メールを送ると、まもなく返信メールが届きます。(※1)
メール本文内にある「利用規約(必読)」を必ず読んでいただき、同意されましたら「利用規約に同意して登録する」を選択してください。

2 折り返しメールが届きます

返信メール

From info@bosai.net

To ***@*****

件名 【仮登録】情報メール受信

利用規約(必読)
http://bosai.net/*****

3 メール本文からこちらのURLを選択し、表示される利用規約は必ずお読みください

4 同意されましたら、こちらのURLを選択し、登録完了画面にお進みください

5 下の画面が表示されれば登録は完了です！

次に

登録完了画面

【あしや防災ネット】

◆登録内容の確認◆

以下のとおり登録されました。

- 緊急情報メール
- ・【あしや防災ネット】
- お知らせメール
- ・【あしや防災ネット】
- 国民保護情報メール
- ・芦屋市
- 気象情報メール
- ◆地震情報◆
- ・兵庫県全域
- ◆津波注意報・警報◆
- ・兵庫県瀬戸内海沿岸
- ・淡路島南部
- ◆気象・土砂災害警戒情報◆
- ・芦屋市
- ◆河川洪水予報◆
- (受信しない)
- ◆竜巻注意情報◆
- (受信しない)
- 変更・解除する

(※1)空メールを送ったのに返信メールが届かない！

以下の原因が考えられます！

- ※PCからのメールを拒否していませんか？
- ※URL付きのメールを拒否していませんか？
- ※メールの指定受信をされていませんか？

設定の変更については裏面をご参照していただくか、各携帯電話会社へお問い合わせください。

お問い合わせ先：
芦屋市 防災安全課

TEL: 0797-38-2093

Eメール: bosai@city.ashiya.lg.jp

災害用伝言ダイヤル(171)の利用方法 ※ 毎月1日及び15日 0:00~24:00体験可

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができます。

操作手順

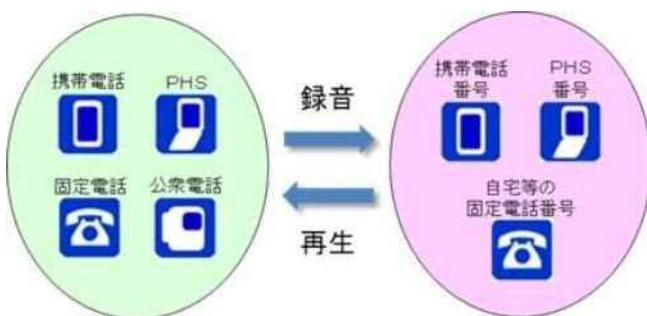
1. **171** をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は **1** を、再生の場合は **2** をダイヤルします。
(暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。)
3. ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします。
(03等の市外局番で始まる電話番号の場合、**市外局番から** ダイヤルします。)
4. 伝言を録音・再生することができます。

利用できる電話

災害用伝言ダイヤルは、加入電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP電話から利用可能です。(詳細はご利用の電話会社にお問い合わせください。)

ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は03等の市外局番で始まる電話番号、携帯電話・PHSの電話番号、IP電話の電話番号が対象です。

<利用イメージ>



注意点

- 伝言録音時間は、1伝言当たり30秒以内です。
- 1電話番号当たり、1~20伝言まで登録できます。(登録できる伝言数を超えると、古い伝言から削除されます。)
- 伝言の保存時間は、登録してから災害用伝言ダイヤル(171)の提供期間が終了するまでであり、保存時間を過ぎると消去されます。(体験利用時は体験利用期間終了後に消去されます。)
- 登録された伝言は保存期間経過後に消去される以外の方法で削除することはできません。
- 災害用伝言ダイヤルを運営しているNTT(東西)の提供する加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話から伝言を録音・再生する場合の通話料は無料です。(その他の事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合の通話料の有無等については各事業者にお問い合わせください。)
- 提供開始時に、NTT(東西)が状況に応じて登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間等の運用方法・提供条件を設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて告知されます。
- 災害用伝言ダイヤル(171)は、NTT(東西)が別に提供している「災害用伝言板(web171)」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

- 発行：芦屋市竹園町自治会
- 計画策定メンバー

「芦屋市竹園町 地震 その時 10 のポイント」 (南海トラフ地震からの安全な避難)

大きく揺れた時の行動

1. グラツときたら身の安全

大きな揺れを感じたら、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。

地震時及び直後の行動

2. すばやい消火 火の始末

火を消す3度のチャンス

○小さな揺れを感じた時

最初の揺れは、そう強い衝撃ではないはずです。

「グラツ」ときた時、その2、3秒の瞬間をとらえ、使用中の火を消します。

○大きな揺れがおさまった時

大きな揺れの時は火を消すことは困難です。

一度机の下などに身を伏せ“揺れ”がおさまるのを待ってから火を消します。

○出火した時

もし、出火しても1から2分程度では燃え広がってはいません。

手近にある消火器具で消せるはずです。

でも、消火器で消せるのは、天井に燃え広がる前に協力して火を消しましょう。

3. あわてた行動 けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。

かわら、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。

4. 窓や戸を開け 出口を確保

小さな揺れの時または揺れがおさまったときに、避難できるよう出口を確保する。

5. 門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などに近寄らない。

地震後の行動

6. 津波 確かな避難

津波が予想される場合は、予め決めていた避難場所に避難する。

より遠く、より高い場所へ避難する。

最低でも国道43号以北を目指す。

国道43号まで避難できない場合のために、津波一時避難施設の位置も意識する。

原則として徒歩で避難し、車を使わないようにする。

7. 正しい情報 確かな行動

あしや防災ネットや関連のWebサイト、ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

エリアメールで、大津波警報が発表された場合は、避難が必要となる。

8. 確かめ合おう わが家の安全 隣りの安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

家族同士話し合っていた連絡方法や避難場所などを確認する。

9. 協力し合って 救出・救護

倒壊家屋や転倒家屋などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

10. 避難の前に安全確認 電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。

竹園町から国道 43 号を渡っての避難



凡例

	避難所
	津波一時避難施設
	津波に注意が必要な地域
	津波浸水深0.3m～1.0未満
	津波浸水深0m～0.3m未満

平時の心掛け 10のポイント

1. あしや防災ネットに登録する。
2. 避難場所と避難ルートを確認する。
3. 家族との安否確認方法を決めておく。
4. 家族がバラバラに避難したときに、落ち合う集合場所を決めておく。
5. 水、食料3日分、簡易トイレを備蓄しておく。
6. 家具を固定する。
7. 年1回の防災訓練（防災まち歩き）に参加する。
8. 身近な人と普段から挨拶をする。
9. 非常用持ち出し袋を備えておく。
10. 携帯電話の予備電源、懐中電灯、常備薬などを用意しておく。